



小紙は、[浜松市中央図書館 調査支援室](#)で開架の紙メディアとしても閲覧できます。毎号保存管理もされています

コラム「それって何なの?」 **都で流行る怖いスグレモノ** 10面

寄稿 **刑法学の私が死刑廃止を主張する理由** 最近の判決から 6面

佐鳴湖地域協議会 発表交流会(2/23)、**集録づくりの提案相次ぐ** 4面



佐鳴湖いきもの交流会(1/27) 寄稿 **野田賢司** (日本陸水学会会員)

遠路、私はなぜこの交流会の3講演に参加したか

前号2月号のニュースでもその概要を掲載したが、2021年から始まった佐鳴湖いきもの交流会(主催は静岡大学アメニティ佐鳴湖プロジェクト)の第4回目が、1月27日静岡大学浜松キャンパスで開かれた。今回のテーマは**人の暮らしの中の「イネ、米、水田から生態系を考える」**。

この講演会のユニークなところは、地域と全国、あるいは海外事情との連関に注意してそれぞれ分野の異なる3講師が連携しながらそれぞれ専門講演を行うという全国でも珍しい共通テーマの下での「多視点と広視野の講演会」となっていること。起承転結のある講演会ともいえる。このため講演後の夜の3講師を囲んでの懇親会は、編集長も毎回参加しているが、きわめて重要な談論風発の場となっている。



今回、遠路から参加し、夜の部も楽しんだ野田賢司さん(日本陸水学会東海支部会員、岐阜県安八郡在住=写真)に、参加理由や講演中身の感想について寄稿していただきました。以下交流会詳報として掲載します。**3講師の講演テーマと肩書は寄稿最後に注記**

関連記事 終面 **編集後記** (編集部から)

生物多様性保全の問題に絞って3点

参加対象は、佐鳴湖やいきものに関心のある方などなたでも、参加費無料という呼び込みで、当日の会場には、関心を持つ学生らだけでなく、協力諸団体のメンバー、老若男女の市民各世代の顔ぶれがあった。その中に遠路参加した市民も混じっていた。その一人が私であった。200人程が聴講できる教室が用意されたが、当日の参加人数は50人弱と見られた。講師陣は豪華版であった。それは事後に再認識したのだが、開催中は講話に夢中で聴いていただけだったのでそこまで分

からなかった。私にとっては、この開催チラシを受け取った時から、この日の参加を心待ちにしていたのだったが、結果は期待していた以上の成果・学びが得られたのだった。

参加者のほとんどは浜松市在住の市民の皆さんだったろうと思うが、参加者が意外と少なかったのは残念に感じた。私が、日頃、平日の環境保全の仕事と休日の市民活動を専らにしている東西の三河地方で、この陣容でのシンポジウムなどの開催は難しい。今回の案内チラシには、「かつて佐鳴湖西岸、富塚、入野周辺に水田が広がっていた。

水田は人が生きるために米をつくる場であるが、広い人工湿地環境が作られることにより、独特の生態系が形成される。人の暮らしと生態系を、イネ・米・水田から考えてみよう。」とあった。何故、私が遠路、佐鳴湖境界までこの話を聞きに来たのか？と問われれば、次の3点を述べておきたい。

第1の理由 景観異質性

1つ目は、「となりのトトロ」上映以降、世界に里山ブームが沸き起こった都市郊外の或る里山・湿地の一部を会場として環境博と目された2005年愛知万博の後、2010年にCOP10が名古屋・熱田神宮脇の国際会議場で開催され、フェアを參觀して国際的な取り組みに共感させられたことである。

殆どの人は知らなかったろうが、そこは先史・干潟・貝塚から、前方後円墳、神宮の森、中世・近世の水田干拓、戦前戦後の工場・運河・都市化まで、2000年以上に亘る人々の活動と暮らし、万葉時代からの自然史の名残をとどめる台地・低地・里海の狭間であったのである。この会議はやや難産であったが、生物多様性「愛知目標」が生まれたのは幸いであった(この中間的成果はまだ低い評価にとどまった)。第一演者の佐藤洋一郎先生が話された水田稲作の伝播・水田と魚の営々と受け継がれた文化とその変容、そして第二演者の宮下直先生が話された広義の里山の世界、**景観異質性の生物多様性のある世界がここにもあった**し、今後の生態系サービス(自然の恵み)と市民の関係に課題が大きくなっていることを知った。

第2の理由 4つの危機

2つ目は、三河湾の或る渡り鳥・越冬地において開発と保全の問題(生物多様性保全の第一の危機・オーバーユース)に関わったことをから、地域振興・街づくり政策、沿岸の土地利用計画・規制が各世代・市民ニーズとギャップが生じていることを感じたことである。それを背景に、東三河で官・学共同の豊川流域圏づくり講座を学び、実際に水循環モデルに当てはめた里山・里地・里海・市民活動を企画・試行的に持ち上げた。ここは私の地元ではないが、学生時代からの関りからやむなく2008年に協働で着手した。ここで、**東三河の生物多様性を大いに体験すること**もなった。

佐藤先生が話された水田稲作の東進の一時停

滞期(200年程)は、この東三河から遠州一帯の頑固な縄文文化圏が対峙したためと、私は考えている。三河湾沿岸で縄文晩期の貝塚遺跡(沿岸台地縁)と弥生中期の水田遺跡(氾濫原～低湿地)が交差している。弥生中期の気候変化が新たな湿地で水田農耕を推し進め、焼畑農耕・狩猟採取に勤しむ縄文人を山地や半島に押しやり、3世紀からのヤマト王権による全国統一、農業土木・稲生産の時代を迎え、水田稲作がその後の現代につながる里山景観を形成した。過酷だが、遺伝子と種の多様性を持った自然と共生する日本の風土・伝統文化を成したという第一演者の佐藤先生や次の演者、宮下先生の話に同感した。

私は、学生時代に伊場遺跡を知り、蜷塚遺跡には2回行って見学したことがある。佐藤先生がイネの鑑定に関われた角江遺跡・弥生中期～後期の水田稲作遺構と合わせて、今後の更なる発掘調査の成果に期待したい。特に蜷塚の縄文晩期の終焉との関係に興味を覚える。

脱線に戻すと、私は東三河での市民活動を通じて里山・河川・干潟の生態系を知ることとなった。里地・水田の生態系は後で述べる。ここで初めての10年を過ごしたが、なるほど、生物多様性の第2の危機(アンダーユース)、第3の危機(外来種増加の影響)を実感した。新城もその主活動のフィールドで、宮下先生の故郷の信州飯田市に近い生態系があり、自然観察とともに地元の高齢者から歴史景観を学んだ。そして、16年目になって、干潟の生きもの調査から、長期にわたる生物相の変動が示唆され、第4の危機(地球温暖化・気候変動の伴う影響)も起きていると実感している。

ネオニコ農薬調査の辻野氏

汽水域河川の清掃・生きもの観察ふれ合い活動からはヤマトシジミを見つけて以来、佐鳴湖で環境保全活動(シジミプロジェクト)を起ち上げ、熱心に推進されている今回の第3演者の辻野兼範先生(高校教諭・理科教育指導者)に教授いただき、佐鳴湖の市民活動の皆様と情報交流を始めることとなった。今回のいきもの交流会では辻野先生は、浜名湖・佐鳴湖流域のネオニコチノイド系農薬の動態について、最近の現地調査結果を基に熱弁をふるい、人の健康と湖のいきもの、生物

多様性保全(生態系サービスの劣化)への警鐘を展開されると同時に、市民はじめ様々な人の取り組みへの参加、協働を促された。

第3の参加理由 自家米づくり

3つ目は、私の自家米づくり、里地生態系の学びと保全・利活用との関りである。

場所は、以前に水害防災で記事にしたことがあるので、お知りの方もあられるかもしれない。木曾三川の氾濫原の輪中堤外地、昔の霞堤の中の遊水地にある水田地帯である。農家の長男坊として平成6年から自家米用の水田を受け継ぎ、10年程は2.4反であった。サラリーマン第二種兼業農家である。しかし、支出が大きくその後1.4反にした。そして今は親戚の水田も付けて1.8反、水田耕作している。他の水田・畑は土地所有と維持管理(休耕と除草)だけである。初めは、我が水田に生息するカエル4種等の保全をめざした。田起こし・農薬を減らし、他に作付け実験と生きもの観察をくり返しているが、今は2種に減った。以前はカルガモだけだったが、今は、ザリガニ、サギやカラス、イタチ、タヌキ、キツネなどが増えていることもある。

我が家の今の米消費量は、一人当たり35kg/年以下である。佐藤先生が「日本人一人当たりの米消費は、昔140kg/年であったが、今50kg/年です。」と言われた。日本の平均より少ないのは、今老若4世代で住んでいることと、小麦の食品が多いためである。水田の収量は1反当り500kg/年前後で、2023年の東海地方平均(農水省統計)に近い。この収量は生産性が良いように思われるが、実態はそうではない。水田への面倒見が悪いので、米収量に年変動幅が大きいのである。自家で多く食べないので、多い年で収量の約1/2は買い取っていただくが、500kg/年を上回った年でも経済的には赤字である(5万円余)。

でもできるのは、サラリー収入で収支が補填できるためである。電車通勤のため駅近くに長年駐車場を借りている。稲作面積よりはるかに小さな駐車面積であるが、その1台分の駐車料は自家米収入を上回るのである。単純に計算しても、今の日本の生産者米価は1.5~2.0倍でないかと割に合わないのである。日本の農政と食糧生産の実情は、いかに日本人には国土防衛や危機意識が

欠如しているか、わかると同時に、この根本には生物多様性保全問題が関わっているのである。どういうことか。生態系保全とは自然共生による恵み(持続可能な生態系サービスに裏打ちされた人の営み・暮らし)のことであり、それには広義の里山を未来に継承する若い世代にとっては環境経済の内部化が喫緊に必要なのである。

我が家の年間のCO₂排出量

他にも、我家の屋敷で一粒のドングリ栽培をまず13年余り続けて分かったことだが、我が家の年間のCO₂排出量に見合うナラガシワ1坪1樹栽培で10年分のCO₂固定量(カーボンニュートラル)を期待すると、4人家族で2.5反の里山が必要という算定値が得られた。里山の暮らしが必要なわけである。実際、その里山を所有しているわけではないので、代替策が必要である。どこかの里山・里川・里海でもよい。里山の薪炭採り、水田除草などに勤しもうということである。これは生物多様性保全に繋がる。健康維持にもつながる。

以上、いきもの交流会はとても勉強になりました。今回の結果は記録を保管するだけでなく、概要など著作としてまとめられ、振り返りのために公表も検討されることを提案したい。

注記

- 第一講演 **日本の水田稲作の変遷** 佐藤洋一郎 ふじのくに地球環境史ミュージアム館長
第二講演 **水田稲作が形成した里山の生物多様性 その成り立ちと現状** 宮本直 東京大学
第三講演 **浜名湖・佐鳴湖流域のネオニコチノイド系農薬の動態** 辻野兼範 佐鳴湖シジミプロジェクト協議会

編集発行人 井上正男
浜松市中区佐鳴台3丁目 3-408

053-489-9189

yhr01702@nifty.ne.jp

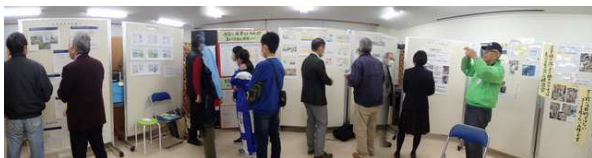
編集協力 細井芳弘 末広正志

月刊さなるこ新聞デジタル 2024年3月号

次期計画につなげよう、発表・助成報告の集録づくり提案、相次ぐ

予算項目「市民活動サポート事業(団体助成金)」の一環として

今号トップ記事の研究者 3 講師による佐鳴湖いきもの交流会(1/27、静大)に引き続き、佐鳴湖地域協議会による一般市民や湖で活動する市民のための交流会が2月23日開かれた。午前の部(ポスター展)が公園北管理棟(写真上 = 戸田三津夫撮影)で、午後の部(活動事例発表会)が富塚協働センター(写真下)で開かれた。午後の発表会では、申し込んで自由に発表できるエントリー部門(4件)と今年度活動助成金の交付を受けた団体による成果報告部門(5件)の2本立てで構成された。



エントリー部門では、今なお佐鳴湖は汚いと認識している市民向け対策として、根気よく「無意識の偏見」を取り除く活動が重要だと体を使った具体的な方法を示し、訴えた(入野漁協、杉山)。また「シジミの浄化作用について」顕微鏡動画を紹介しながら訴える児童の発表には驚きの声も(泉小学校児童)。「イベント成功のあり方」ではミッション(目的)のベクトルを共有しながら「議論しているよりも行動する」ことのほうが重要だとアピールした(佐鳴湖パーク DAY 実行委員会、金原)。佐鳴湖ノルディック健歩会(高澤)による健康スマホ活用術。歩数競争で健康を維持する巧みな試みの紹介も。

助成金交付団体による成果報告(5団体)

助成金交付に伴う成果報告(団体)で発表があったのは、以下の5件。うぐいすの里佐鳴湖創生会(小松)、エンジョイサイエンスクラブ(辻野)、佐鳴湖シジミプロジェクト協議会(辻野)、佐鳴湖・段子川ゴミマスターズ(福島)、浜松魚部(山内)。

この中の辻野報告では、特に、佐鳴湖流域の化学物質(マイクロプラスチック、PFAS 有機フッ素化合物、ネオニコチノイド系農薬)や富栄養化現象(冬の赤潮の発生および増殖過程と要因)など、最

近の佐鳴湖水の健康診断の結果が詳細に測定グラフや写真で報告されている。会場には成果報告がわかりやすいカラー紙メディアとしても配布されていたこともあり、社会的な関心を呼びそうだ。このほかゴミ事情展のチラシ配布資料でも具体的な活動成果に基づく次の取り組み、すなわち**企業の社会的責任を問う**など、ますます深刻化している現状を巧みに浮き彫りにしていた。

編集長から - 長年、交流会に参加して

これまで何回か交流会を取材した結論を言えば、上記の見出しにあるような集録づくりの提案を試みたいということだった。交流会の終了間際の討論でもこのことを明確に発言したつもりであり、複数の賛同者もいたと感じている。

というのも、うぐいすの里佐鳴湖創生会(小松)の発表でも強調されていたが、今年1年は、現行5か年行動計画の第4の柱、人材育成の成果が問われる。その問われたことを次の第3期行動計画にどう反映させるかを決める重要な年となる。

協議会規約は、その目的(第2条)について「行動計画に基づき、(中略)流域一帯となった総合的な水環境の向上に向けた取組を円滑に推進すること」と定めている。とすれば協議会の予算項目「市民活動サポート事業」のなかに助成金交付だけでなく、**ティータイムでの提案も含めた交流会集録作成費を、円滑に次につなげる活動サポート事業として位置づけてもよいのではないか。**



疑問残る死刑選択の「量刑の理由」 関東学院大 宮本弘典 (教授、刑法学)

前号の編集長による主張を興味深く拝読しました。そこで取上げられた死刑判決は、京都アニメ事件(死者36人 京都地裁判決2024年1月25日)と、犯行当時19歳の特定少年による放火殺人事件(死者2人 甲府地裁判決2024年1月18日)です。



講演する宮本氏 - 2023年5月20日、浜松市で

京アニメ事件判決は、「非人間的、身勝手な行為できわめて非人道的」な被告人の行為が36名の死亡という「あまりに悲惨で重大」な結果を惹起したと指弾する一方、犯行に至る「妄想」の影響は動機形成に止まり、放火を伴う犯行手段は被告人の攻撃性によるものだと断定しました。性格形成と成育歴は無関係ではあり得ません。場合によっては、被告人の相当に劣悪な成育歴が重罰選択(死刑!)の理由に(も)なるということでしょうか。特定少年による事件でも、2名の死亡結果は「極めて重大」で、年齢は「死刑を回避すべき決定的事情」ではなく、更生の可能性も低いとして死刑が選択されました。

死刑を否定した船田判決

もっとも、編集長が疑問を提起しているとおりに、死刑選択の根拠＝量刑理由にはどうしても疑問が残ります。無期刑と死刑を分かち明晰で客観的な—即ち公平かつ公正な—基準など存在しないからです。あるいはそれが存在するとしても、人知によっては感得し得ないからです。死刑量刑基準としてよく知られているのは、1983年の最高裁によるいわゆる「永

山基準」でしょう。永山事件第二審東京高裁判決(「船田判決」)は、被告人が犯行当時未成年で生育環境も劣悪であったことを考慮し、死刑判決には全員一致を要するという立法論は「現行法の解釈にあたっては考慮に値する」として、死刑選択は「如何なる裁判所がその衝にあっても死刑を選択したであろう程度の情状がある場合に限られる」と判示し、一審の死刑判決を破棄して無期懲役を選択しました。

死刑を可能にする永山基準

その論理は—いかなる裁判所も死刑を選択するという厳格な証明は恐らく不可能ですから—事実上、死刑を言い渡すことを不可能とするものでした。この「船田判決」の論理を否定するために示されたのが「永山基準」—①犯罪の性質、②犯行の動機、③犯行態様(殺害方法の執拗性・残虐性)、④結果の重大性(被害者の数)、⑤遺族の被害感情、⑥社会的影響、⑦被告人の犯行当時の年齢、⑧前科の有無、⑨犯行後の状況(反省・悔悟の有無や程度)—です。

しかし、このような基準(目盛)で死刑と無期刑を区別できるというのは、強弁・詭弁とすらいえない明らかな誤謬、齒に衣着せずにいえば真っ赤なウソというべきでしょう。自由刑は時間的な長短によって軽重の比較や測定が可能で、その最も厳しいものが無期刑です。ところが死刑は生命刑です。生命の価値は絶対的で測定も比較もできません。生まれたばかりの生命と死にゆく生命の間にも、1個の生命と多数の生命の間にも軽重の差はなく、生れたばかりの生命を救うため死にゆく生命を奪うことも、あるいは多数の生命を救うために1個の生命を奪うことも、法的には許されない(違法である)と考えます。

無期と死刑に共通な選択基準はあるか

比較や測定が可能な量的範疇概念に属する自由剥奪(無期刑)と、比較も測定も不能な質的範疇概念に属する生命剥奪(死刑)という、範疇の異なる両者を区分し識別するのに必要な—両者に共通する—基準(目盛)など存在するはずありません。

「永山基準」もそうした基準(目盛)ではあり得ません。①はそもそも法律で定められており、②～⑨は例えば窃盗罪でいうなら、遊興費欲しさの故か飢えをしのごためだったのか(犯行動機)、屋内に侵入して行った犯行だったのか否か、多数人による武器を携行した計画的な犯行だったのか否か(犯行態様)、被害額の多寡(結果の重大性)、弁償済みなのか否か(犯行後の状況)等々、「10年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という窃盗罪の法定刑の枠内で、自由刑か罰金か、自由刑なら最高10年でどの程度の刑とするか、3年以下とする場合に執行猶予を付すかどうか、このような選択に必要とされる一般的な量刑事情にすぎないからです。**公正かつ公平な死刑選択基準が存在しないという事実は、死刑判決に主権者たる「国民」が裁判員として関与しようとも変わりません。**公正かつ公平な裁判所(裁判官)の判断という—ニセが言い過ぎなら誇大な—看板に、主権者参加という—派手なだけの—ネオンが加わるだけのことです。

存置の米国では超厳格手続き

問題はさらに深刻です。ご存知のように、米国は連邦法と約半数の州法が死刑を存置していますが、連邦憲法が禁止する「残虐で異常な刑罰」ではないとするために、通常の刑事裁判に求められる以上の「スーパー・デュー・プロセス」と呼ばれる様々な手続きや要件が求められます。例えば、死刑判決の確定には(全員一致の)陪審による三審を経なければなりません。上述の特定少年による殺人放火事件は、本人による控訴取下げで死刑判決が確定しましたが、そのような死刑確定は米国ではあり得ません。京アニメ事件も同様です。被告人の成育歴はこの事件の事実・真

実の核心(の一端)をなすはずですが、被害者(遺族)の側に傾斜するばかりの報道と同じく、その扱いは裁判でも冷淡でした。米国の死刑事件では、被告人の詳細なライフヒストリーの調査が不可欠とされ、その検討が不十分だと判断されるときには死刑判決を下すことはできません。米国では、これら以外にも死刑判決に対して種々の慎重な手続きが求められますが、それでも誤判が判明しています。**刑事裁判における誤判は避けがたく、とりわけ日本の刑事裁判は構造的な誤判原因を包蔵**しています。死刑再審無罪4事件という痛恨の歴史的事実や、袴田事件が示すとおりです。

私たちの「怠惰と怯懦」が存置を許容

ところで、死刑は生命はく奪の罪に対して自らの生命をもって償う刑罰だという人もいます。法理というより道徳的リゴリズム(自己厳格規制)による主張です。生命が至高の価値であればこそ、法理としては、「汝死すべし、何となれば……」あるいは「汝の生命を絶つことは正義なり、何となれば……」の「……」に—歴史的事実として国家が生命剥奪の理由とした「人殺しである」「ユダヤ人である」「障がいを有している」etc.のような—いかなる命題をも挿入してはならないからです。ましてや無辜の生命を奪うことは、法的にも倫理的にも、司法のみならず国家とこの社会(に生きる私たち)が犯す最大の罪・科(とが)というべきでしょう。上で述べた死刑選択基準の欠如という事実も、死刑選択が須(すべから)く—論理と倫理の両面において—不当であることを示しています。その点も含めて、人間の裁判において誤判を絶無とすることはできません。この冷厳な事実を私たちが謙虚かつ真摯に受容れるとき、論理的にも倫理的にも、死刑(制度)の否定・拒絶以外の帰結があり得るでしょうか。カントが啓蒙に対する逡巡を厳しく批判したように、**死刑制度の存置を許容しているのは、私たちの「怠惰と怯懦(きょうだ)」に外ならないのです。**

注記 怯懦 臆病で意志が弱いこと

終面に関連記事

月刊さなるこ新聞デジタル 2024年3月号

漫画家志望だった私の

「あしたのジョー」談
きのうの冗談



第二部 鈴木潤子 (浜松市)

芸術は壁を壊して花開いていく

長男が通っている「京都精華大学」は、マンガ好きにはすんばらし〜い大学で！ いえ、実は、マンガ以外でもすんばらしい〜んですよ。日本で初めて「マンガ学部」を作ったってところがまずすばらしい！ 初代マンガ学部長が武宮恵子ってのもすばらしい！ 初代講師陣に私が小学校の頃一斉を風靡した「ゲームセンターあらし」の作者「すがやみつる」がいることもすばらしい！ 今や日本のアニメ制作の現場は、海外の会社の協力なくしては成り立たない、その、色とりどりの国から来た若者たちが、キャンパスにあふれているのもすばらしい〜！ そしてそれを象徴するかのように、大学学長が、日本で初の、外国人、しかもアフリカはマリの人ってのが、これまたこれまた、すんばらしいい〜！！！！学閥がないって、すばらしい〜〜！（任期を終えて去年交代したけど！）

つい先日、卒業制作展を見に行ってきたんですね！ 長男はまだ3年生ですが「卒展が面白いからぜひ見に来て！」という以前からのオススメが、この度実現した次第。次男を連れて、長男の案内でキャンパスを歩き、夫や長女に随時おもしろ画像を送信し、これまた京都精華が共同運営の「京都国際マンガミュージアム」で作家たちの手のオブジェ(ちばてつやは一番最初に飾られていました！さすがよ！)に驚き、「ニッポンアニメスキデス！」というツインテールのオーストラリアンガールとツーショット撮り。夕食はこれまた京都のヨメと結婚した我が弟の経営するイタリアンレストランでディナーをゴチになり、再びインスタ映え〜のメニューを夫と長女に送信し… どうです、みなさん、なんとすばらしいマンガ旅行 in 京都！ ああ〜有休とって自作自演のごほうび旅行ですわー！

存在まるごと多様性みたいなこの大学を探検し、

終盤に差し掛かったところでした。それがやってきたのは。マンガ、アニメ、音楽、音楽+映像、彫塑… 芸術という芸術をこれでもかこれでどうだと思いきつく間もなく展開され、あついに終盤！と思ったときに、それはいきなり眼前に現れました。校舎のコンクリ壁いっぱい描かれた巨大な「スプレーアート」群(写真 = 息子と。左が筆者)は、一步この世界から出れば犯罪となってしまう、壁1枚隔てたこのキャンパスで、思い切り生き生きギラギラうねっていたのです。「京都精華の中では、犯罪も芸術になっちゃうんだね！『いい』『悪い』の、権力のお墨付きなんていないんだね！なんてすばらしい！」と、長男次男が恥ずかしがるのも そんなんどうでもいいや的に私は叫びました。

「(私) そういや、なんでバンクシーは壁に落書きしても犯罪にならないんだろうねえ…」ふと思いついて、子どもらと考えてみました。「(長男) うまいからじゃない？」「(次男) そうだよ！ うまいからだよ！」「(私) でも、うまいか下手かって、かなり主観的だよねえ。」「(長男) 金払って見たい！ って思われる作品なら、壁に描いていいんじゃない？」「(次男) そうだよ！ 金になりやいいんだよ！」「(私) わああ〜…わかりやすい…あんたたち頭いい…。私は心の底から長男次男に感心して、真実の結論にガッカリしました。賭博が犯罪で競馬やパチンコが犯罪じゃないのも、一人殺すのが犯罪で百万殺すのが犯罪じゃないのも、国や自治体に金を流せるか流せないかの違いだ。いいと言われること、悪いと言われることについて、何度でも何度でも自分の頭で考えなおして、梓をとっぱらって、組み立てなおし、また取っ払って、ずっとずっと、自分を取り巻く人たちと一緒に進んでいきます。

(素晴らしきかな人生。大論考に感謝 編集長)





佐鳴湖 散歩が楽しくなる

私の風景「楽」



写真家 市川恵美 (浜松市)

今、佐鳴湖南岸、河津桜が満開です

この写真に関連する記事は？ 終面参照



ヒント = 死刑制度と流罪



今月のうた



佐鳴湖ごみ拾い人

福島 正義 浜松市富塚

富士山三題

白帽ウエストくつきり公式の姿を見せる冬の富士

温暖化白の衣の富士山脱いだり着たり忙しい

東海道上るに連れて富士の山大きくなって我を見守る

浜松から掛川の友をサイクリングで訪れて

編集長の好きな言葉 杉山恵子さん

私は、厄介な「無意識の偏見」と闘っている

- 関連記事 今号の佐鳴湖交流会



今月の俳句



佐野 朋旦

(俳誌「みづうみ」同人、浜松市)

次次にカタカナ新語去年今年

初鏡やはり継続白髪染め

厳冬や戦地の庶民逃げ惑う

踏青や公園越えて美術館

趣味高じケーキ屋開く春隣

踏青とは、春の野で遊ぶこと



宇宙文明との対話

喜多村 雄一 (電源開発(株)茅ヶ崎研究所)

火星でオパール発見、その意味とは

トルコの古代遺跡、シャンルウルハを訪れて

前号では、世界文明との対話について、話しました。今回は宇宙文明との対話について話してみたいと思います。NHK BS のフロンティア「新発見 火星のオパール」が、放送(再放送)されました。2012 年から火星で活動している NASA の探査車キュリオシティが、火星でオパールを発見したというニュース(2022 年)を題材にしています。オパールは水のある環境でしか作られません。今回、キュリオシティが見つけたのは「蛋白石質(たんぱくせきしつ)シリカ」と呼ばれる種類の鉱物だそうです。

蛋白石とは、非晶質の含水珪酸鉱物のことで、蛋白石質シリカもオパールもその一種で、「含水」というだけあって成分中に水を含んでいます。水分含有量は、重量に応じて平均的に 3~21%ほどで、一般的には6~10%だそうです。オパールは宝石のなかで唯一水分を含むため、お店などでは保湿を目的として、水を入れた瓶やグラスを置くところもあるようです。これは、水分がなくなると濁ってヒビが入るのを避けるためです。

さて、火星、地球、太陽の年齢はというと、46 億歳、約 50 億歳です。宇宙の年齢は 137 億歳(WMAP 衛星の観測)です。そして、寿命は、地球はあと 50 億年、太陽はあと 100 億年あります。50 億年前に誕生した太陽は、50 億年後には赤色巨星となり、その後は白色矮星となって 150 億年の一生を終えます。赤色巨星となると、地球の軌道以上に大きくなり、地球も火星も飲み込まれるか軌道を外れてしまい、一生を終えることになります。

「蛋白石質シリカ」は、堆積岩や火成岩の乾燥した地層の割れ目や隙間に、ケイ酸を含んだ雨や地下の熱水が充填した環境でできるそうです。すなわち、火山活動や隕石の衝突で作られた鉱物に水が作用する過程になります。これは、約 20 億年前まで起きていたと考えることができ、火星の水は、火星の誕生後、すぐに無くなってしまったのではなく、しばらくは存在していた可能性があるということになります。地球は約 46 億歳、寿命の折り返し地点です。火星や他の惑星に、ノアの箱舟のように移住するのか、火星のオパールもその可能性を押し広げるかもしれません。1,000 年の寿命どころか、50 億年の超長寿命の設備は、どのようなかたちになるのでしょうか？



ギョベクリ・テペ(太鼓腹の丘)遺跡:トルコの南東部、シャンルウルファの郊外(北東 12km)の丘の上に在る

新石器時代の遺跡。メソポタミア文明より 7,000 年前の推定 1 万 1000~1 万 3000 年前に建造された。

それって何なの？

巷で流行る怖いスグレモノ

戸田三津夫（静岡大学准教授）

生物の基本情報としての遺伝情報は DNA



上にある。その情報を読み出してタンパク質を作り、それが酵素として働き生体を形成し、機能を発現していく。

この仕組みをハッキングして存在し続けるのがウイルス。遺伝情報は生き物により異なるが、生命活動をつかさどる仕組みは同じ。つまり、生物にとっては、自身のものでない遺伝情報やタンパク質は危険な異物である。

しかし、他の生物を食べ生きることは効率の良い生き方であるので、獲物を食べる際に「消化」という仕組みで情報物質を無効化できるまで分解する。しかし二酸化炭素や水まで徹底的に分解することはせず、たとえばタンパク質はアミノ酸まで分解して吸収し再利用する。アミノ酸になってしまえばもう危険性はない。それを組み替えて自らの体で使う。

私はかなり前から、QR コードが普及している現象が薄気味悪くて仕方がない。基本的に自身で QR コードを使うこともない。理由はこうだ。QRコードというのは二次元バーコードと呼ばれるもので白黒のドットパターンで情報をヒトが判読できない効率的な情報セットに暗号化し、イメージとして機械に読み込ませ復号して情報を管理する仕組みである。センサーが製品の管理のために開発して公開した実によくできたシステムである。社内で閉じていれば全く問題はないのだろうが、凄まじい勢いで普及し、印刷物やネット画面、テレビ画面、決済シーンなど至る所に出現している。QR コードやバーコードの問題点は、ヒトがその情報を読み取れず、区別も理解もできないところにある。タンパク質のアミノ酸配列に似ている。

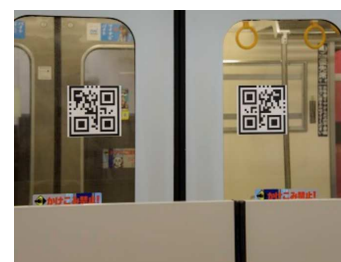
悪意ある犯罪者が悪用せずシステムがうまく機能すれば良いが、事故を予防する手立てがないように思える。タンパク質は配列により

栄養源にも毒にもなる。QRコードも正常なリンク情報にも、詐欺への入り口にもなりうる。なにより、容易にヒトが判読できないところに問題がある。

現代社会では、情報通信手段として電波、照明や看板にも実装できる光通信などがあるが、それらは容易に遮ることが可能。一方、いま無防備に QR コードをスマホで読み取ることが習慣化している。これは普段では考えられないような、毒とも食品ともわからないものを警戒心なく舐める行為に等しくないだろうか。過去に実際に、決済用の QR コードを貼り替える手口の詐欺があったが、その際の被害規模は限定的であった。

便利な QR 機械コード、意外な落とし穴

ところが、都営地下鉄のホームドア制御に QR コードを使うニュースが流れている。首都圏で進む相互乗入と直通運転下でのホームドアのためだが、システム導入コストを当初予定していた電波通信方式の想定 20 億円から 270 万円（740 分の 1）にしたという。このアイデアは素晴らしく、社会への貢献も大きい。はたしてリスクはないのだろうか。現代社会では交通機関がテロのターゲットになりうる。QR コードの体型を解析し、制御との対応を解読すれば、新たに作った QR コードに貼り替えることにより狙った制御が可能となる。電波通信ならハッキングのハードルが高いが、**QR コードのセキュリティはきわめて低いのではないか。**貼り替えられても、駅員や運転手すら異常に気づかないだろう。少なくともセキュリティ確保のためのシステムの二重化が必要だと思われる。740 分の 1 と喜んでばかりもいられないというのは取り越し苦労だろうか。



－ 列車 QR コード（東京都サイトより）

第6回 迷い道 20年、やわらかいジャーナリズム

前号の「求められる新しい科学ジャーナリスト像」(第15章)の引用を以下、さらにつづける。

第6. 不確実性は予防の行動ルールで

科学ジャーナリストは、無知や多くの原因がからみあっていて因果関係があるとまではいえないような場合でも、社会的に重大な結果を招く恐れがある時には「予見できなかった」と済ますことのないよう、不確実性は回避し予防するという「予防の行動ルール」にのっとって活動する。ここでいう不確実性とは、リスクとは違い、確率計算のできない不確かさのことである。このため、ルール実施での社会的な意思決定では公衆参加が求められる。予防ルールの具体的な指針としては、欧州委員会が定めた「予防原則に関する欧州委員会の通達」(2000年2月)が参考になる。この中に予防措置原則適用のガイドラインが公表されている。列挙すると、

- ・ 目指す保護レベルと実際に施す措置とが均衡していること(均衡性)
- ・ 同じ状況には同じ措置を行うこと(一貫性)
- ・ 措置は過去の対策と矛盾せず、整合性がとれていること(整合性)
- ・ 行動した場合と、しない場合について費用便益の試算を行うこと(費用便益性)
- ・ 新しい科学的なデータに照らして措置を適宜再検討すること(再検討性)
- ・ 行政や企業には包括的なリスク評価に必要な科学的な証拠を提出する責任があること(立証責任性)

の6条件である。

このガイドラインは行政の不作为を監視するジャーナリズムにもそのまま対応させ、役立てることができる。こうした観点から日本における地球温暖化報道を調べてみると、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第2次評価報告書(1995年)が温暖化しているかどうかについて、「まだ多くの不確実性がある」と政策決定者向けの要約で強調しているにもかかわらず、温暖化が確定した動かしがたい事実であるかのように語られ場

合が非常に多い。

再検討性という予防の行動ルールのもとに議論されているケースはほとんどない。唯一、こうした日本の科学論争なきジャーナリズムの実態を警告したのは、社会学者の薬師院仁志氏による『地球温暖化論への挑戦』(八千代出版、2002年)であり、論争なきジャーナリズムの実態を具体的に指摘している。アメリカでは、再検討性からさまざまな科学論争や措置の妥当性論議が科学雑誌で今もホットに続いているのとは著しい違いである。ヨーロッパでも B・ロンボルク氏が『環境危機をあおってはいけない』(原著、2001年)で、環境保護派の立場から温暖化論議の脆弱性を、根拠を示しながら鋭く指摘している。これには(著者の認識不足や)一面的であるとの(反論や)批判もあり、科学ジャーナリズムも独自の視点から再検討すべきである。

第7. 洞察力、想像力を働かせる

科学ジャーナリストは、警告、予防の行動ルールが有効に機能するよう、専門知識の習得に努めるとともに、異変にいち早く気づくよう洞察力や想像力を働かせて活動する。

たとえば、石牟礼道子氏が水俣病に取り組んだ姿勢はリスク社会の科学ジャーナリズムのあり方を先取りしている。石牟礼氏は、水俣病が社会問題として大きくマスコミに取り上げられる前から、すなわち、1965年に、すでに地元同人誌に方言を生かした聞き書き小説で水俣病の悲惨な実態を『苦界浄土』の原型として発表している。これは、地元紙、熊本日日新聞など一部を除けば当時の既存ジャーナリズムが国や企業側の発表に重点をおいた報道に終始してきたのとは、著しい違いである。既存ジャーナリズムが一地方の「奇病」という扱いではなくどこにでも起こりえる公害病として水俣病の実態を大きく取り上げるようになったのは1970年代以降、より正確には1973年の熊本地裁判決で患者側が勝訴した前後以降である(たとえば、NHK 特集「村野タマノの証言 水俣の17年」、1972年)。

石牟礼氏の素早い取り組みは、健康被害に重大な影響が想像できる場合には、手遅れとならぬ

よう、現場での経験を元に想像力、洞察力を働かせ積極的に科学ジャーナリストは科学論争に挑んでいかなければならないことを先駆的に示したものであろう。それがなぜジャーナリストにできなかったのか。報道の中立がそのチェック機能を奪ったのである。ハンセン病事件でも日本らい学会が国の隔離政策の誤りを是正できなかったことを自ら認めた反省声明(1995年4月)が出て、はじめてジャーナリズムは国の責任追及に動き出した。地震予知では、国の測地学審議会がレビュー報告(1997年6月)で「余地は困難」とした後でしか、予知研究の問題点を検証することはほとんどなかった。ジャーナリズムの学会、行政依存体質と中立の関係を今後、具体的な事件を通して検証していくことが必要である。

第8. 自らも議題設定を行う

科学ジャーナリストは、(地域)社会の力となるよう、科学者や技術者、公衆と協力して公益に資する議題設定(アジェンダ・セッティング)を行い、自らも設定に沿って活動する。

こうした問題解決型ジャーナリズムは、パブリック・ジャーナリズムとして1990年代以降、アメリカで注目されている。具体的な事例として、『水俣病の科学』(西村肇・岡本達明著、日本評論社、2001年)があることを紹介しておきたい。ジャーナリストと工業科学者が長期にわたりどのようなメカニズムで原因となるメチル水銀が水俣湾に広がったのかというこれまで不明だった問題点にはじめて踏み込み、きわめて具体的、かつ定量的に解明してみせたのである。さらに別の例で言えば、科学者のいう脳死条件(いわゆる竹内判定基準)をそのまま鵜呑みにしていいのかという問題意識から出発し、脳死はどういう条件を満たすとき「人の死」といえるのかという切実な問題解決に医師の協力を得ながら肉薄したジャーナリスト、立花隆氏の『脳死』(1986年)、『脳死再論』(1988年、いずれも中央公論社)がある。このうえに立って、1992年に『脳死臨調批判』(中央公論社)を展開するなど、同氏はこれからの科学ジャーナリズムのあるべき姿を具体的に示した。

いずれも、弱者や被害者の救済のためにジャーナリストとアカデミズムとが共通の問題意識に立っ

て協力する問題解決型の調査報道といえる。独自の調査報道の危うさと限界を超える試みともいえる。

第9. 科学ジャーナリストは、事実に反したり、あるいは合理性を欠いたりした報道や評論が原因で被害者がでた場合、その苦情処理や救済を自主的に行う。

NHK や日本民間放送連盟の放送界では、まだまだ不十分とはいえこのための第三者機関、「放送と人権等権利に関する委員会(BRC)」が合同で設立されている。しかし、新聞業界では過去幾度となく自主機関について議論はされても、業界全体を代表する統一機関の設立までにはいたっておらず、各社ごとの対応にゆだねられている。国民に信頼される自浄能力のあるジャーナリズムとなるよう、今後、早急に態勢を整えていく必要がある。

第10. 科学ジャーナリストは、報道や評論に一貫性を持たせるために、自分の主張は自分自身に対しても適用するよう、自らを律する。

このルールは必ずしも必要ないと考えるジャーナリストもいるだろう。しかし、ジャーナリズム全般に対する国民の不信感を払拭し、新しいジャーナリスト像の確立にはこれくらいの矜持が求められると認識したい。

以上の行動基準にしたがって、日常的に活動すれば、社会はジャーナリズムを必要なものと認識するであろう。科学者や技術者側もまた、受け売り・解説するだけ、あるいは批判するだけというマスコミ感を改め、科学ジャーナリストの必要性を痛感するようになるであろう。

以上が第15章の全文引用だが、この10項目は、決して科学ジャーナリストだけに限らないことが理解できるだろう。ジャーナリズムの記者全体に共通する基準なのである。

(市民環境ジャーナル 2024年3月号に、つづく)

月刊さなるこ新聞デジタル 2024年3月号

イネ、米、水田から生態系を考える

編集後記

静大浜松キャンパス

◆ わが庭のドングリ 10年の成長記録 1面

今号1面の野田賢司さんの大論考の重厚さには老編集長も編集作業を通じて圧倒された。この重厚さの裏には何があるのか。そんな思いでいたところ、原稿をいただいた後日、論考の裏付けとなる2つの観察記録とその分析資料(実生栽培10年の年ごとの二酸化炭素吸収量算出。実績と予測も)を、お送りいただいた。これは手短かに言ってみれば、庭のドングリの木(ナラガシワ)の10年の成長記録というものだった。

2000年にもらった実生から2010年までの成長を写真とともに観察したもの。実生から大きな木に育ち、虫たちの小さなワンダーランドになるまでの愛育記録に感動する。だけでなく、論考の背景には、こうした身近な生活史と、気の長い記録性と温暖化というグローバルな視点と分析性があった。ここに野田論考の確かさと説得力を強く感じた。まさに、多視点と広い視野という今回のテーマに相応しい聴講者で、遠路からの参加に感服もした。

老編集長も、いきもの講演を聴いた後の感想として、佐藤洋一郎さんの講演関連で『稲の大東亜共栄圏 帝国日本の<緑の革命>』(藤原辰史、写真)を思い出したことを付記したい。稲もまた大和民族なり、という戦前の台湾、朝鮮半島の植民地支配のための稲品種革命の話である。育種学の光と、その知られざる影を浮き彫りにしている。



◆ 特別企画展「関東大震災」第3部 復興事業 名大・減災館 ギャラリートーク

この特別企画展の開催にかかわっている武村

雅之特任教授が30年にわたる調査・研究の成果を展示ギャラリーで説明してくれるというので、老編集長も2月3日、開催中の名大・減災館に出かけた(企画展は3月28日まで。開館は水曜日から土曜日。いずれも午後)。

話がとても愉快であり、楽しいひと時ではあったが、要点は3点。第1。震源は神奈川県なのに、なぜ震源でもない東京が最大の被害にあったのか。第2は、大震災からこの100年間、戦災も含め災害のたびに、危ういつぎはぎだらけで復興してきた巨大都市、東京。そこから浮かび上がる「次」の直下型地震対策とは何か。リニア品川駅工事など、予期せぬ弱点とは何か。第3。都市「災害は(都市環境変化に伴い)進化する」(『日本災害史』(北原糸子 編))は、常に忘れてはならないこと。



熱弁中の武村さん - ギャラリートーク、減災館で

◇ 宮本寄稿 死刑の論理と倫理

再審・袴田事件の連載では、死刑廃止論者の宮本弘典教授(刑法学)から、最近の2つの死刑判決を素材にご寄稿をいただいた。日本では、死刑廃止についての論議が深まらないことに、先生は、意志の弱いことを意味する「怯懦」という言葉で厳しく存置派が圧倒的に多い国民全体、あるいは法曹界についても批判している。読者は、これらを参考に、死刑のある国で生きることを考えてほしいというのが編集長の願い。

今、NHK大河ドラマ「光る君へ」の舞台は、平安時代。大河では、若き藤原道長が父、兼家に「人を殺めるな。人を殺すことは貴族のすることではない」と諭されている。日本では、平安時代には死刑制度はなかった。怨霊信仰が根付いていたこともあり、死罪はなかった。死罪に代わって都から遠ざける遠流、中流、近流のいずれかだった。

月刊さなるこ新聞デジタル 2024年3月号